鳥海高原矢島スキー場施設広告掲載要領

（趣旨）

第１条　この要領は、由利本荘市広告掲載要綱（平成１９年由利本荘市告示第５８号。以下「要綱」という。）及び由利本荘市広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるほか、鳥海高原矢島スキー場（以下「スキー場」という。）施設等への広告物の掲載（以下「広告掲載」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載の基準）

第２条　掲載する広告物は、基準に適合するものでなければならない。

（広告掲載の場所、方法等）

第３条　広告掲載を行う場所及び位置は、施設の用途又は目的を妨げない限度において、別表第１に定めるものとする。

２　広告物の形状、規格、表示方法、付帯条件等は、施設の用途又は目的を妨げず、かつ、施設の実状に適合する限度において、別表第１に定めるものとする。

（広告物の製作、掲載及び撤去）

第４条　掲載する広告物の経費は、広告主が負担するものとし、広告主は、市長の指定する仕様に従って製作し、掲載及び撤去するものとする。

２　広告主は、広告掲載及び撤去を行おうとするときは、市長と協議の上、施設の用途又は目的若しくは施設の業務に支障が生じないよう日程及び工程等を決定し、施工するものとする。

３　広告物の撤去により施設の壁面等の塗装、構造等をき損し、又は破損したときは、広告主が経費を負担して原状回復するものとする。

（広告掲載の公募）

第５条　広告掲載の公募は、広報誌、市ホームページ等により行う。

２　市長は、公募を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社等に対し、広告掲載の案内をすることができる。

（広告掲載の申込み）

第６条　広告掲載をしようとする者（以下「申込者」という。）は、鳥海高原矢島スキー場広告掲載申込書（別記第１号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市税等の滞納がある者は、申込みをすることができない。

（１）　事業内容等を明らかにする書類（会社案内、パンフレット等）

（２）　掲載しようとする広告の原稿案

（３）　市区町村民税等の完納証明書

２　掲載の申込みの締切りは、スキー場営業開始日の概ね２ヶ月前までとする。

（広告掲載の決定等）

第７条　市長は、前条第１項の申込書を受け付けたときは、由利本荘市広告掲載審査会要綱（平成２１年由利本荘市要綱）に基づきその内容を審査し、掲載の可否を決定し、申込者に鳥海高原矢島スキー場広告掲載・不掲載決定通知書（別記第２号様式）により通知するものとする。

２　第３条に規定する掲載場所が重複する申込みがあった場合は、受付日時の順にその優先権があるものとする。

（広告掲載の許可）

第８条　前条第１項の審査に合格した者は、由利本荘市財務規則（平成１７年由利本荘市規則第４０号）に規定する行政財産の使用許可手続等により市長の許可を受けなければならない。

（広告掲載料）

第９条　広告主が、市に納入する広告掲載料は次の各号に定めるものとし、公告の掲載場所・位置、広告料及び使用料は別表第２に定めるものとする。

（１）　広告料（広告取扱に係る料金で、類似広告の市場価格等を勘案するなどして市長が定める金額。）

（２）　使用料（広告の設置に伴う許可に係る料金で由利本荘市行政財産使用料条例（平成１７年由利本荘市条例第７３号）の規定に従い算定した金額。）

２　料金は、市が発行する納入通知書によりあらかじめ指定した期日内に納付しなければならない。

（広告掲載の期間）

第１０条　広告掲載の期間は、１件につき３年までとする。

２　広告主が希望する場合は、期間を短縮して掲載ができる。

（広告物の内容等の修正）

第１１条　市長は、広告物の内容が各種法令等に違反している、又はそのおそれがある、若しくは基準に抵触していると判断したときは、いつでも、広告主に対して広告の内容の修正を求めることができる。

（広告物の内容等の変更）

第１２条　広告主は、掲載した広告物の内容を変更することができる。

２　前項の規定により変更する場合は、あらかじめ第７条と同様の審査を受けなければならない。

（広告掲載の許可の取消し又は停止）

第１３条　市長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他の手続きを要することなく広告掲載を取り消し、又は各号に掲げる事由が解消されるまでの期間、広告掲載を停止することができるものとし、鳥海高原矢島スキー場広告掲載決定取消通知書（別紙第３号様式）により、広告主に通知するものとする。

（１）　指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

（２）　指定する期日までに広告の掲載がないとき。

（３）　第１１条の規定による広告物の内容の修正に応じないとき。

（４）　広告物の内容等が、各種法令又は基準に違反している、若しくはそのおそれがあるときで、第１１条の規定によっても解消できないとき。

（５）　その他、広告掲載の継続が適切でないと判断したとき。

２　広告主は、前項の規定により広告掲載の許可の取消がなされた場合、速やかに当該広告物を撤去しなければならない。

（広告掲載の取り下げ）

第１４条　広告主は自己の都合により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面によりあらかじめ申し出なければならない。

２　前項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

（広告掲載料の還付）

第１５条　既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を停止し、又は許可を取り消したときは、この限りではない。

２　還付する額は、広告掲載に係る期間を１月単位で認定し算出する。この場合において、広告掲載の期間に１月未満の端数があるときは、１月として算出する。

（広告主の責務）

第１６条　広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

２　広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市に対して保証するものとする。

３　第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

（その他）

第１７条　この要領に定めるもののほか、その事務に関して必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

広告掲載の位置**、**形状及び規格等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 広告の掲載場所・位置 | 広告の形状・規格 | 表示面積 |
| クワッドリフト山麓停留所外部壁面 | 横5,460mm×縦1,820mm（８枠） | １枠あたり約９．９４ｍ２ |
| クワッドリフト山頂停留所内部壁面 | 横3,640mm×縦3,640mm（２枠） | １枠あたり約１３．２５ｍ２ |
| 無料休憩所（子熊）外部壁面 | 横1,820mm×縦910mm（２枠） | １枠あたり約１．６６ｍ２ |
| 公衆トイレ外部壁面 | 横1,820mm×縦910mm（２枠） | １枠あたり約１．６６ｍ２ |
| リフト支柱 | 横283mm×縦1,200mm（９本） | １本あたり約０．３４ｍ２ |
| リフト搬機フード前面下部 | 横800mm×縦300mm（７５機） | １機あたり約０．２４ｍ２ |
| リフト搬機フード背面 | 横700mm×縦500mm（７５機） | １機あたり約０．８５ｍ２ |

別表第２（第９条関係）

広告掲載料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 広告の掲載場所・位置 | 広告料（３年分） | 使用料（１年分） |
| クワッドリフト山麓停留所外部壁面 | （１枠当たり）２９８，０００円 | （１枠あたり）１００円 |
| クワッドリフト山頂停留所内部壁面 | （１枠あたり）３９７，０００円 | （１枠あたり）１００円 |
| 無料休憩所（子熊）外部壁面 | （１枠あたり）４９，０００円 | （１枠あたり）１００円 |
| 公衆トイレ外部壁面 | （１枠あたり）４９，０００円 | （１枠あたり）１００円 |
| リフト支柱 | （１本あたり）１０，０００円 | （１本あたり）無料 |
| リフト搬機フード前面下部 | （１機あたり）７，０００円 | （１機あたり）無料 |
| リフト搬機フード背面 | （１機あたり）２５，０００円 | （１機あたり）無料 |

第１号様式（第６条関係）

鳥海高原矢島スキー場広告掲載申込書

年　　　月　　　日

由利本荘市長　様

|  |
| --- |
| 住所（所在地） |
| 氏名（名称・代表者名） |
| 電話番号　　　　　　　　　ＦＡＸ |
| 電子メール |
| 担当者氏名 |

鳥海高原矢島スキー場に広告を掲載したいので、広告原案を添えて下記のとおり申し込みます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １．希望する広告掲載場所 |  |
| ２．広告掲載期間 | 　　　　年　　　月　　日から　　　年　　　月　　日まで　（最長３年間） |
| ３．広告掲載サイズ | 　横　　　　ｍｍ　×　縦　　　　　ｍｍ |
| ４．広告図案 | 別紙のとおり |
| ５．添付書類 | □事業内がわかる資料□広告図案□市区町村税の完納証明書 |
| ６．備考欄 |  |

第２号様式（第７条関係）

　　　　第　　　号

　　年　　月　　日

（申請者）　　　　　様

由利本荘市長　　　　　印

鳥海高原矢島スキー場広告掲載・不掲載決定通知書

　鳥海高原矢島スキー場広告掲載要領第８条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 掲載を | 許可不許可 | とする。 |

不許可の理由等

|  |
| --- |
|  |

許可の内容

|  |  |
| --- | --- |
| １．広告掲載場所 |  |
| ２．広告掲載期間 | 　　　　年　　　月　　日から　　　年　　　月　　日まで　（最長３年間） |
| ３．広告掲載サイズ | 横　　　　ｍｍ　×　縦　　　　　ｍｍ |
| ４．広告掲載料 | 広告料　　　　　　　　円（３年分）使用料　　　　　　　　円（１年分） |
| ５．許可条件等 | １．広告掲載料は、納入通知書に記載されている期日までに一括前納してください。２．施設への広告掲載は、市長の指示にしたがって作業してください。３．広告は　　　　年　　月　　日まで掲載してください。 |
| ６．その他 |  |

第３号様式（第１３条関係）

　　　　　　第　　　号

　　　　年　　月　　日

（申込者）　　様

由利本荘市長　　　印

鳥海高原矢島スキー場広告掲載決定取消通知書

　　　　　年　　月　　日付け　第　　号で決定した、鳥海高原矢島スキー場への広告掲載について、次のとおり掲載の決定を取り消したので通知します。

記

取消理由

|  |
| --- |
|  |

　この決定に不服がある場合は、通知を受けたった日から１週間以内に申し立てること。